

佐賀県産飼料増産総合対策事業実施要領

畜第4101号

令和5年3月31日

一部改正 令和6年3月25日 畜第3588号

第1 趣旨

畜産農家の経営の安定化を図るためには、情勢により価格や輸入量の変動する輸入飼料から脱却し、県内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営への転換を図ることが必要である。

このため、本事業において、自給飼料の増産及び畜産農家と耕種農家との連携による県内飼料の生産・利用に必要な機械の導入等を推進する。

第2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

ただし、畜産情勢の変化を見ながら、必要に応じ見直しや新たな対策の検討を行う。

第3 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体及び採択要件は、別表1のとおりとする。

第4 事業実施の手続き

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（自給飼料生産・利用拡大対策：別紙A—1、コントラクター育成推進対策：別紙A—2）を作成し、関係市町長に申請するものとする（様式第1-1号）。

ただし、複数の市町を活動の範囲とする事業実施主体にあつては、主たる市町の長へ申請する。

- 2 第1項のただし書の場合には、事業実施主体は主たる市町以外の関係する市町に実施計画書の写しを提出するものとする。
- 3 市町長は、第1項に基づき事業実施計画の承認申請があつた場合には、事業実施主体が作成した事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画承認申請書（様式第1-2号）及び事業実施計画総括表を作成し、事業実施計画と併せて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、市町長から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。
- 5 市町長は、事業実施主体から申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。
- 6 事業実施主体及び市町長は、次に掲げる重要な変更については、前各項に準じて事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。

（1）事業の中止または廃止

（2）事業実施主体毎の補助金の増を伴う事業内容の追加

（3）事業実施主体毎の事業費の30%を越える減

（4）その他事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

第5 補助対象機械の導入基準

本事業の補助対象となる機械・施設の導入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業で整備する機械は、次のすべての要件を満たすこと。
 - ア 採択要件等から国庫補助事業の対象とならないものであること。
 - イ 同規模、同能力への更新及び過去に補助事業で導入した機械の更新ではないこと。
 - ウ 同規模、同能力の機械を追加で導入する場合の受益面積が、過去に補助事業で導入した機械の受益面積と重複しないこと。
- (2) 導入する機械は「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」（以下、「県農業機械導入計画」という。）で定める利用規模の下限等の基準を満たすこと（稲わら収集面積を含めることができるのは、事業実施主体がコントラクター等の場合に限る）。

なお、県農業機械導入計画に利用規模の下限等の定めのない機械の導入及び同計画の下限等が事業実施主体の利用形態にそぐわないものとなっている場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計画された適正な受益面積又は利用量を記した「規模決定計算書」を実施計画に添付すること。
- (3) 補助対象機械は、原則として新品を対象とする。ただし、事業実施主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- (4) 機械の管理者及び作業従者は、農業機械利用研修等を受講するなどして、高度な機械利用技術の習得に努めるものとする。
- (5) 畜産サイドで発生する堆肥の停滞解消や耕種サイドの土づくり促進のため、事業実施主体の構成員は、堆肥の利活用に向けた取組を行うよう努めるものとする。

第6 事業の着工等

事業の着工（機械等の発注を含む）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ、第4の5による事業の承認がなされている場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、その理由を市町長に届け出るものとし、市町長はこの届出があった場合は、補助金交付決定前着工届（様式第2号）を知事へ届けるものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失は、自らで負担することを承知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、2者以上の見積合わせ又は入札を行った後、速やかにそ

の結果を様式第3号により市町長を通じ知事へ報告するものとする。

第7 県の助成

県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、事業実施状況報告（自給飼料生産・利用拡大対策：別紙C—1、コントラクター育成推進対策：別紙C—2）を作成し、翌年度の4月末までに市町長へ報告するものとする。
- 2 市町長は、前項により提出された事業実施状況報告について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 3 市町長は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について取りまとめの上、様式第4号により、5月末までに知事に報告するものとする。

第9 書類の経由

市町が、この要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は正副各1部とする。

第10 管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 市町長は、本事業によって整備された機械が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。

第11 個人情報の取り扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取り扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

第12 その他

本事業の実施に必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年度分の補助金から施行する。

附則 この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

(別表 1)

事業 区分	事業内容	事業実施主体	採 択 要 件
1 自給飼料生産・利用拡大対策	間接補助事業者が自給飼料の生産・利用拡大を図るために必要な機械の整備に要する経費に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費 1 耕起・施肥・播種用機械 (播種機、マニュアスプレッター、鎮圧機等) 2 刈取・集草用機械 (ディスクモア、ロータリーモア、デッカー、レーキ等) 3 梱包・調製用機械 (ヘイバラー、ロールバラー、ラッピングマシン、バールグラブ等) 4 粗飼料細断機 (バールカッター等) 5 飼料用米粉砕機 6 高性能飼料作物収穫機 ※刈取、集草及び梱包までの作業機能を有する機械に限る。 7 その他自給飼料の生産・利用拡大を図るために特に必要と認められる機械	佐賀県内在住で、以下の1～6のいずれかの者であること。 1 農事組合法人 2 会社法人（農業を主たる事業として営むもの） 3 特定農業団体 4 2戸以上の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体） 5 農業協同組合	1 事業実施主体が生産（農作業受託を含む）した飼料作物を畜産農家が利用すること。 2 目標年度は事業実施年度の2年後とし、目標年度において、導入機械に係る作物（飼料作物、WC S用稲又は飼料用米等）の生産・利用面積が1 ha 以上拡大する計画があること。（農作業受託面積等も含むことができる。） 3 事業実施主体の構成員以外の県内畜産農家へ自給飼料を供給する場合は、長期（3年以上）の供給契約を締結していること。ただし、農業協同組合へ自給飼料を供給する場合は、県内畜産農家等で利用されること。 4 事業実施主体が構成員以外の圃場の作業を受託する場合は、農作業受委託計画を有すること。 5 稲わら収集に要する機械については、事業実施主体がコントラクター等の場合に限る。 6 原則として、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする）に確実に加入するものとし、当該機械の処分制限期間において加入が継続されるものとする。ただし、60万円（税込）未満の機械を除く。
2 推進対策 コントラクター育成	1 コントラクター等の設立・体制整備・運営に必要な情報収集に要する経費 2 コントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組（新規作物の導入、受託面積の拡大、オペレーターの確保、会議等）に要する経費 3 オペレーター技術向上に向けた講習会、先進地視察等に要する経費 4 作業受託促進のための組織 PR 資料作成等に要する経費	6 知事が協議して認める団体 ※ただし事業内容の2 コントラクター育成推進対策においては認定農業者（1戸）も可とする。	1 事業計画において、事業費が200千円以上となっていること。 2 生産・調整した飼料の過半を県内の畜産農家等へ供給すること。また供給先とは1年以上の供給契約を締結していること。 3 事業実施による成果目標を定めていること。なお目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の2年後までとする。 4 コントラクター実態調査に毎年度協力すること。

(様式第 1 - 1 号)

番 年 月 日

市町長 様

事業実施主体 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業実施計画（変更）承認申請書

このことについて、佐賀県産飼料増産総合対策事業実施要領第 4 の 1（変更の場合は第 4 の 6）に基づき、別紙のとおり（変更）承認されたく申請します。

（注）事業実施計画書（自給飼料生産・利用拡大対策：別紙 A—1、コントラクター育成推進対策：別紙 A—2）を添付すること

（変更の理由）

注 1）事業実施計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること

注 2）事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること

注 3）事業計画の変更承認申請の場合は、事業計画以降は変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。

(様式第 1 - 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

〇〇 年度自佐賀県産飼料増産総合対策事業実施計画（変更）承認申請書

このことについて、佐賀県産飼料増産総合対策事業実施要領第 4 の 3（変更の場合は第 4 の 6）に基づき、別紙のとおり事業実施計画を取りまとめたので、（変更）承認されたく申請します。

記

（変更の理由）

注 1）添付資料

- ・事業実施計画総括表
- ・採択要件チェック表（事業区分の 1 の場合）
- ・事業実施計画書（自給飼料生産・利用拡大対策：別紙 A—1、コントラクター育成推進対策：別紙 A—2）

注 2）事業実施計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること

注 3）事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること

注 4）事業実施計画の変更承認申請の場合は、事業計画以降は変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業 事業実施計画総括表

番号	事業実施主体名	事業区分	事業内容	事業費 (円)	負担区分			備考
					県費 (円)	市町費 (円)	その他 (円)	
合計								

注 1) 事業実施主体の事業実施計画書（別紙A―1、A―2）に基づき記入すること。

注 2) 番号は、市町が事業実施計画書（別紙A―1、A―2）に記載した通し番号を転記すること。

注 3) 備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円（県費相当額）」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

注 4) 事業区分の欄は自給飼料生産・利用拡大対策の場合は「1」コントラクター育成推進対策の場合は「2」と記入すること。

(別紙A－1)

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業実施（変更）計画書

市町名	番号	事業実施主体名	代表者氏名	構成員戸数
				戸

注 1) 番号は、事業実施主体ごとに通し番号をつけて記入すること。

1 事業の目的

2 事業計画

事業内容	受益面積		事業費 (円)	補助率	負 担 区 分 (円)			導入予定 年月	備 考
	飼料 作物名	面積 (a)			県費補助金	市町費	その他		
計									
消費税額									
合 計									

注 1) 受益面積及び負担区分を除く各欄については、機械ごとに記入すること。

注 2) 受益面積は、目標年の数値を記入すること。

注 3) 飼料作物名は、草種名（「WC S 用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 4) 補助率は、「佐賀県産飼料増産総合対策事業補助金交付要綱」の別表「補助率」に定める「間接補助事業費の 1/3 以内」に該当する場合は、「1/3」、「間接補助事業費の 4/10 以内」に該当する場合は「4/10」、「間接補助事業費の 1/2 以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

注 5) 備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。なお、仕入に係る消費税相当額を減額した場合は、算出基礎を別途添付すること。（減額した金額＝消費税額×実質補助率（県費補助金÷総事業費（消費税抜き）額）

3 自給飼料生産の概要（農作業受託及び飼料用米の購入を含む）

氏名 (市町名)		飼料 作物名	自給飼料生産・利用面積（a）					備考
			実施 前年度 a (年)	実施年度 1 年目 (年)	実施翌年度 2 年目 (年)	目標年度 3 年目 b (年)	生産拡大 面積 b-a	
構 成 員								
農 作 業 受 託								
計								

注 1) 飼料作物名は、草種名（「WC S用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 2) 「農作業受託」を行う場合は、委託元の農家ごとに記入すること。

4 自給飼料の利用計画

畜産農家氏名 (市町名)		畜種	飼養頭数		自給飼料利用計画面積 (a)					備 考
			現在 頭数	目標 年度	飼料作物名	実施前年度 (年)	実施年度 1 年目 (年)	実施翌年度 2 年目 (年)	目標年度 3 年目 (年)	
構 成 員			頭	頭						
構 成 員 以 外 へ の 供 給										
計 (戸)										

注 1) 構成員が利用する場合は畜産農家ごとに、構成員以外に供給する場合は「構成員以外」に記入すること。

注 2) 飼料作物名は、草種名（「WCS用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 3) 農協が供給先の場合には、備考欄に最終供給先の畜産農家名を記入すること。

※添付書類

- ① 誓約書（別紙A添付様式 ※地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等を除く、別紙B添付様式）
- ② 事業実施主体の定款又は規約
- ③ 機械の管理運営規程
- ④ 機械等の保管場所の位置図及び写真
- ⑤ 機械のカタログ
- ⑥ 見積書
- ⑦ 機械の作業体系
- ⑧ 機械規模決定計算書（整備する機械の受益面積が、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」で定めのある利用規模の下限面積等の基準を満たしている場合は、添付の必要なし。）
- ⑨ 構成員外に自給飼料を供給する場合は、長期（3年以上）供給契約書等の写し
- ⑩ 中山間地域の取組の場合、チャレンジ中山間において主に畜産に関する取組を行っている者が構成員であることがわかる資料
- ⑪ 中山間地域の取組の場合、受益地の過半以上が中山間地域等直接支払制度の対象農用地であることがわかる資料
- ⑫ その他必要な資料

(別紙A—2)

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業実施（変更）計画書

市町名	番号	事業実施主体名	代表者氏名	構成員戸数
				戸

注1) 番号は、事業実施主体ごとに通し番号をつけて記入すること。

受託開始年 (または予定)	活動内容					
	受託作業					飼料生産・販売
	飼料作付	飼料収穫	稲わら収集	堆肥運搬・散布	その他	

注1) 受託開始年は、既に開始している場合は「(または予定)」を削除すること。

注2) 活動内容は該当するものに「○」を記入すること。またその他取組がある場合は内容を記入すること。なお受託開始予定の場合は予定の内容に「○」をつけること。

1 事業の目的

--

2 事業計画総括表

事業内容	生産面積		事業費（円）	負担区分（円）		実施年月	備 考
	飼料 作物名	面積 (a)		県費補助金	その他		
(1) コントラクター等の設立・体制整備・運営に必要な情報収集							
(2) コントラクター等の安定的な運営の取組（新規作物の導入、オペレーターの確保、会議等）							
(3) オペレーター技術向上に向けた講習							

会、先進地視察等							
(4) 作業受託促進のための組織 PR 資料作成等							
計						—	—
うち消費税額						—	—

注 1)生産面積は、目標年の数値を記入すること。

注 2)飼料作物名は、草種名（「WC S 用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 3)備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。なお、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、算出基礎を別途添付すること。（減額した金額＝消費税額×実質補助率（県費補助金÷総事業費（消費税抜き）額）

注 4)事業計画の変更承認申請の場合は、事業計画以降は変更箇所がわかるよう、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。

3 個別事業計画

(1) コントラクター等の設立・体制整備・運営に必要な情報収集

時期	内容（使途）	数量	備考

(2) コントラクター等の安定的な運営の取組（新規作物の導入、オペレーターの確保、会議等）

時期	内容（使途）	数量	備考

(3) オペレーター技術向上に向けた講習会、先進地視察等

時期	内容（使途）	数量	備考

(4) 作業受託促進のための組織 PR 資料作成等

時期	内容（使途）	数量	備考

注 1) (1) ～ (4) の備考欄には、経費積算の根拠を記入するか、あるいは見積書等を添付する場合はその旨記入すること。

4 飼料生産組織の概要（農作業受託を含む）

氏名 (市町名)		草種別飼料作物作付け延べ面積 (a)						備考
		飼料作物名：〇〇			飼料作物名：〇〇			
		実施 前年度 a (年)	目標年度 〇年目 b (年)	生産拡大 面積 b-a	実施 前年度 a (年)	目標年度 〇年目 b (年)	生産拡大 面積 b-a	
構 成 員								
農 作 業 受 託								
計								

注 1) 飼料作物名は、草種名（「WCS用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 2) 「農作業受託」を行う場合は、委託元の農家ごとに記入すること。

注 3) 飼料作物名の欄が不足する場合は、記入欄を追加すること。

5 生産飼料の供給計画

畜産農家氏名 (市町名)		畜種	飼養頭数		生産飼料供給計画面積 (a)				備 考
					飼料作物名：〇〇		飼料作物名：〇〇		
			現在 頭数	目標 年度	実施前年度 (年)	目標年度 〇年目 (年)	実施前年度 (年)	目標年度 〇年目 (年)	
構 成 員			頭	頭					
構 成 員 以 外 へ の 供 給									
計 (戸)									

注 1) 構成員が利用する場合は畜産農家ごとに、構成員以外に供給する場合は「構成員以外」に記入すること。

注 2) 飼料作物名は、草種名（「WCS用稲」、「飼料用米」「稲わら」「イタリアンライグラス」など）を記入すること。

注 3) 農協が供給先の場合には、備考欄に最終供給先の畜産農家名と市町名を記入すること。

※添付書類

- ① 誓約書（別紙A添付様式 ※地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等を除く）
- ② 事業実施主体の定款又は規約
- ③ 見積書
- ④ 機械の作業体系（機械をレンタルする場合のみ）
- ⑤ 供給契約書等（1年以上）の写し
- ⑥ その他必要な資料

(別紙A添付様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県産飼料生産増産総合対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙B 添付様式)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
事業主体名
氏名

農業共済・動産保険等への加入に関する誓約書

下記事業により整備する機械の補修及び再取得を可能とするため、機械の利用開始時までに、農業共済・動産保険等に参加することを誓約します。

記

1 補助事業で取得する施設・機械等の概要

(1) 補助事業名 (実施年度)	
(2) 機械の名称、型式等	
(3) 機械等の保管場所	

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

(1) 共済又は保険名	
(2) 加入時期	

※(1) には共済等の名称と併せて種類(例: 農機具共済(火災共済、損害共済)、建物火災共済、建物総合共済、建物更生共済のうち家財保障 等)を記載すること。

※2) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付し、法人代表者の氏名を記名することができる。

(様式第 2 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業の補助金交付決定前着工届

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着工する事業実施主体については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 補助事業を行うための契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 2 者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。

(別添)

事業実施 主体名	事業内容	事業量	総事業費 (千円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理由

(様式第 3 号)

〇〇 年〇月〇〇日

佐賀県知事 様
(市町長 経由)

事業実施主体 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業における見積合わせ等について (結果報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 見積合わせの結果概要

事業区分	
機械名・内容等	
能力・規格・事業量等	
実施年月日	
見積合わせ等業者数	
決定業者	
決定価格 (税込)	

注 1) 整備する機械等が複数種類ある場合は、「1 見積合わせの結果概要」について、機械等ごとに作成すること。

注 2) 事業区分に関わらず、見積額が 10 万円を超える場合は、本資料を提出すること。

2 添付資料

見積書等の写し

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市（町）長氏名

〇〇 年度佐賀県産飼料増産総合対策事業実施状況報告書

このことについて、佐賀県産飼料増産総合対策事業実施要領第 8 の 3 に基づき、関係書類を添えて報告します。

注 1) 添付資料

- ・実施状況報告総括表（別紙 B）
- ・実施状況報告書（自給飼料生産・利用拡大対策：別紙 C—1、コントラクター育成推進対策：別紙 C—2）

(別紙B)

佐賀県産飼料増産総合対策事業 実施状況報告総括表（報告年度〇年度）

事業実施年度	番号	事業実施主体名	目標達成率（％）	市町の指導方針
合計				

注 1) 各事業実施主体の実施状況報告書（別紙C－1、C－2）に基づき記入すること。

注 2) 市町の指導方針は、生産面積達成率が80%を下回っている場合に記入すること。ただし事業区分の2の場合は目標年度において達成率が80%を下回っている場合に記入すること。

(別紙C―1)

〇〇 年度 佐賀県産飼料増産総合対策事業実施状況報告書

市町名	番号	事業実施主体名	代表者氏名	構成員戸数	加入している 共済又は保険等名

注1) 番号は、実施状況報告総括表に記載した通し番号を記入すること。

1 事業の実施状況

事業内容	事業量 (台)	事業費 (円)	負担区分 (円)		
			県費補助金	市町費	その他

注1) 記入は、実績報告書から転記すること。

2 自給飼料生産・利用面積の達成率

氏名		飼料 作物名	自給飼料生産・利用面積 (a)									
			実施 前年度 (年)	事業実施年度 1年目 (年)			事業実施翌年度 2年目 (年)			目標年度 3年目 (年)		
				目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
構 成 員												
受 託 農 作 業												
計												

注1) 「実績」及び「達成率」以外については、事業実施計画書から転記すること。なお構成員等が増員した場合は追記すること。

3 自給飼料の利用実績

自給飼料供給先 畜産農家氏名		畜種	飼養頭数（頭）		自給飼料利用実績面積（a）			
			現在頭数	目標年度	飼料作物名	実施年度 1年目（年）	実施翌年度 2年目（年）	目標年度 3年目（年）
構 成 員								
構 成 員 へ の 供 給								
計								

注1)「飼養頭数」については、現在頭数は報告時の飼養頭数を、目標年度は事業実施計画書の目標年度の飼養頭数を転記すること。

4 改善策等

注1) 自給飼料の生産・利用面積の目標に対して達成率が80%を下回っている場合に記入すること。

(別紙C―2)

〇〇 年度 佐賀県産飼料増産総合対策事業実施状況報告書

市町名	番号	事業実施主体名	代表者氏名	構成員戸数

注 1) 番号は、実施状況報告総括表に記載した通し番号を記入すること。

1 事業の実施状況

事業内容	事業費（円）	負担区分（円）	
		県費補助金	その他

注 1) 記入は、実績報告書から転記すること。

2 活動実績

受託開始年	活動内容					
	受託作業					飼料生産・販売
	飼料作付	飼料収穫	稲わら収集	堆肥運搬・散布	その他	

注 1) 受託開始年は、既に開始している場合のみ記入すること。

注 2) 活動内容は該当するものに「○」を記入すること。またその他取組がある場合は内容を記入すること。

3 飼料生産面積の達成率

氏名 (市町名)		草種別飼料作物作付け延べ面積 (a) 飼料作物名：〇〇							
		実施 前年度 (年)	目標年度 〇年目 (年)	事業実施年度 1年目 (年)		事業実施翌年度 2年目 (年)		事業実施翌々年度 3年目 (年)	
				実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率
構 成 員									
農 作 業 受 託									
計									

注1) 「実績」及び「達成率」以外については、事業実施計画書から転記すること。なお構成員等が増員した場合は追記すること。

注2) 飼料作物が2種以上の場合は、様式を追加すること。

4 生産飼料の供給実績

畜産農家氏名 (市町名)		畜種	飼養頭数		生産飼料供給実績面積 (a)							
					飼料作物名：〇〇				飼料作物名：〇〇			
					目標	実績			目標	実績		
			現在 頭数 (実績)	目標	目標年度 〇年目 (年)	実施年度 1年目 (年)	翌年度 2年目 (年)	翌々年度 3年目 (年)	目標年度 〇年目 (年)	実施年度 1年目 (年)	翌年度 2年目 (年)	翌々年度 3年目 (年)
構成員			頭	頭								
構成員以外への供給												
計 (戸)												

注1)「実績」以外については、事業実施計画書から転記すること。なお構成員等が増員した場合は追記すること。

注2)「飼養頭数」については、現在頭数は報告時の飼養頭数を、目標は事業実施計画書の目標年度の飼養頭数を転記すること。

4 改善策等

注1) 目標年度において、飼料生産面積の達成率が80%を下回っている場合に記入すること。